

「300日問題」と民法の弱者保護機能

みず の
のり こ
水野 紀子

最近、死後凍結精子や代理母による出産の親子関係について、また離婚後に出産した子に嫡出推定がかかってしまういわゆる「300日問題」について、親子関係を定めている民法という法律がマスコミに取り上げられることが増えた。しかし「100年以上も前にできた古い法律だからいけない」とか、「昔と違って鑑定で親子関係が判る時代に、民法の嫡出推定など時代遅れだ」とかいう、民法について無理解な、乱暴な発言が溢れている。しかも女性や生まれてくる子どもの側に立ちたいという価値観の話者から、それらの言葉が発せられる場合も少なくないことが、民法の弱者保護機能を日本にも根づかせたいと願ってきた私には、何よりもどかしく残念である。

民法は、明治時代にドイツ民法とフランス民法をモデルにして作られた法律である。民法の主要な概念や道具は、100年どころかローマ法に遡るものであって、強者の恣意や力関係によらず、法によって公平に平和裡に人間社会を律する基礎となる法である。ドイツ法もフランス法も最近の改正で嫡出・非嫡出という概念は否定して平等化したが、妻の産んだ子に夫との父子関係を設定させており、鑑定でいつでもそれを覆せるような乱暴な制度にはなっていない。嫡出推定制度がなければ、母の夫以外に父を求めようがない子の身分はきわめて不安定となり、夫は自分の血を引く子以外はいつでも好きなときに捨てられることになるだろう。すべてを自由に委せることは強者の欲望がルールになることであるから、親の恣意や夫の恣意から弱者を守るために、法が線を引かなくてはならない。その線の引き方に不都合があれば改める必要があるが、その改め方は、将来の紛争やあらゆる多様なケースへの対応を視野に入れて検討しなければならない。その困難な思考に耐えて、複雑で微妙な調節を考えるしかないのである。

■プロフィール 東北大学大学院法学研究科教授（2000年4月～）。専門は民法・家族法。東京大学法学部助手、名古屋大学法学部助教授・教授、東北大学法学部教授を経て現職。法制審議会で婚姻法改正や生殖補助医療における親子法制などの立案に参画。研究業績は、ホームページ <http://www.law.tohoku.ac.jp/~parenoir/> を参照。